

## 令和5年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領

(目的)

第1条 県が行う愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和5年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 執行団体

要綱第3条に定める執行団体をいう。

(2) 創業

個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、企業組合、協業組合又は特定非営利活動法人等（大企業及びみなし大企業は除く。）の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。

(3) 起業支援金支給業務

要綱第4条の表（1）の補助対象事業に係る業務をいう。

(4) 執行団体業務

要綱第4条の表（2）の補助対象事業に係る業務をいう。

(執行団体)

第3条 執行団体は、県内全域を事業区域として、県の豊富な地域資源を活かして多様な地域課題を解決するビジネスにより県内で創業する者に対し、執行団体業務を行う団体で、次の（1）～（8）までの全ての条件を満たす団体を、公募により、原則、1者選定するものとする。

(1) 県内に主たる事務所を有する法人で、本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。

(2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(3) 本業務を推進するうえで県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 募集期間中において、県から補助金等の交付の一時停止又は競争入札への指名停止を受けていないこと。

(6) 募集期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(7) 応募期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、補助事業の交付決定日から令和6年3月11日までとする。

(起業支援金支給業務)

第5条 起業支援金支給業務については、別紙1のとおりとする。

(支給手続き等の規程の作成等)

第6条 執行団体は、起業支援金支給業務の実施に際し、別途、起業支援金の支給手続き等に関する規程（以下「支給規程」という。）を作成し、知事の承認を得ることとする。また、支給規程を変更しようとするときも同様とする。

2 支給規程には、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 起業支援金の支給対象要件及び支給額
- (2) 起業支援金の支給申請及び実績報告
- (3) 起業支援金の支給決定及び額の確定等
- (4) 申請の取下げ
- (5) 計画変更の承認等
- (6) 起業支援金の支払い
- (7) 支給決定の取消し等
- (8) 執行団体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

(業務実施スケジュール)

第7条 執行団体は、業務実施スケジュールについて、県との協議により定めるものとする。

(外部委員会の設置等)

第8条 執行団体は、社会的事業に知見を有する複数（三名以上）の有識者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会での審査を経て、起業支援金の支給対象者を決定するものとする。

2 執行団体は、前項の外部委員会による審査にあたっては、事前に、起業支援金の支給申請書類等の形式的な確認と必要に応じてヒアリング等を実施して書類審査（一次審査）を行うこととする。

3 外部委員会では、一次審査を通過した者の審査（二次審査）を行うこととする。

4 外部委員会の委員は、県の承認を得て決定するものとする。

(採択基準)

第9条 起業支援金の支給対象者は、次に定める基準のほか、前条第3項に規定する審査の評価等を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 県の地域資源を活かして地域課題を解決するビジネスとなっていること（社会性）

- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- (3) 地域が求めるニーズに対して、必要なサービス等が供給されていること（必要性）
- (4) 生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。
- (5) 県の管内で実施する事業であること。
- (6) 本事業の交付決定日以降、支給規定の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (8) 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

#### （立入検査等）

第 10 条 執行団体は、起業支援金支給業務の適正を期するため、必要があるときは、起業支援金の支給を受けた者に対して報告させ、又は執行団体の役員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### （是正のための措置）

第 11 条 県は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、執行団体に、是正のための措置を取るべきことを命ずることができる。

#### （情報管理及び秘密保持）

第 12 条 執行団体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 執行団体は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。執行団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も執行団体による違反行為とみなすものとする。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### （個人情報の保護）

第 13 条 執行団体は、起業支援金の支給申請等を行った者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他県における個人情報の取扱いに関する規定等に従って取り扱うものとする。

(起業支援金支給業務に係る監査)

第14条 県は、執行団体及び起業支援金の支給を受けた者に対し、必要に応じ、監査を実施することができるものとする。

(執行団体業務)

第15条 執行団体業務については、別紙2のとおりとする。

附 則

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

## 起業支援金支給業務

### 1 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費（※）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

（※）人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。

### 2 補助率

対象経費の2分の1以内

### 3 補助上限額

200万円（1件当たり）

### 4 起業支援金の支給対象者の要件

以下の要件すべてを満たす者とする。

- （1）本事業の交付決定日以降、支給規程の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等（大企業及びみなし大企業は除く。）の設立を行い、その代表者となる者であること。なお、本事業の公募開始日より前に既に設立されている法人の代表者、あるいは開業届出がなされている個人事業主においては、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行い、その代表者となる者とする。
- （2）県内に居住していること、又は、支給規定の事業期間完了日までに、県内に居住することを予定していること。
- （3）法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。
- （4）法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- （5）申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

### 5 起業支援金の支給対象事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （1）地域活性化関連分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する社会的事業（※）であり、新たに創業する事業であること。

#### ※社会的事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①本県の地域資源を活かして地域課題を解決するビジネスとなっていること（社会性）
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- ③地域が求めるニーズに対して、必要なサービス等が供給されていること（必要性）

④生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

- (2) 本県の管内で実施する事業であること。
- (3) 本事業の交付決定日以降、別途定める支給規程の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

## 6 起業支援金の支給申請に必要な書類等

- (1) 事業計画書（県の地域活性化につながる事業の「社会性」、「事業性」、「必要性」、「デジタル技術の活用」が確認できることが必要）
- (2) 住民票（応募日以前 3 か月以内に発行されたもの）
- (3) 既に会社設立済の場合は、履歴事項全部証明書
- (4) 既に個人事業主として開業済の場合は、税務署に提出した開業届の写し
- (5) 起業支援金の申請をする法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（応募日以前 3 か月以内に発行されたもの）
- (6) 起業支援金の申請時点で県内に居住していない場合は、別途定める支給規定の事業期間完了日までに、県内に居住する意思が確認できる書類
- (7) 反社会的勢力ではないことの誓約書

## 7 起業支援金の支給方法及び支給時期

支給対象事業の実施期間終了後、支給規程で定める期限内に提出された実績報告書に基づき、実施事業内の確認及び証憑類の検査を行った上で交付すべき金額の確定を行い、精算払いにより起業支援金を支給するものとする。

## 8 起業支援金の支給を受けた者の義務

起業支援金の支給を受けた者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 事業化状況報告  
支給対象事業の完了後、5 年間、当該事業についての事業化状況を報告するものとする。
- (2) 取得財産の管理・処分制限及び収益納付
  - ①本事業によって取得した財産については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理を行うこと。
  - ②取得価額が 1 件当たり 50 万円以上（税抜）の取得財産については、支給対象事業の完了後も一定期間において、その処分等につき承認が必要となること。
  - ③上記②の承認後に処分等を行い、収入があったときには、起業支援金の一部の納付を求められる場合があること。

## 9 支給対象事業の経理

起業支援金の支給を受けた者は、支給対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備し、同事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、管理・保管すること。

## 執行団体業務

### 1 業務内容

執行団体は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の周知
- (2) 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- (3) 起業支援金の支給申請に関する公募
- (4) 起業支援金の支給申請に関する審査及び採択者に対する起業支援金の支給
  - ①申請事業計画の審査（外部委員会の開催による審査、外部委員の選定等）・採択決定
  - ②支給対象者に対する支給決定業務
  - ③支給対象者の事業実態（交付決定事業開始及びその後の事業運営）の確認
  - ④支給対象者に対し支払うべき額の確定検査
  - ⑤起業支援金の支払い（精算払い）
  - ⑥支給決定事業終了後の支給を受けた者の事業化及び収益状況に係る県への報告（5年間）
  - ⑦支給を受けた者の財産管理の監督
- (5) 本事業の伴走支援
  - ①申請事業計画の確認・相談（申請書の作成代行は不可）
  - ②事業計画相談対応
  - ③進捗状況の確認
  - ④経理処理状況の管理・指導
  - ⑤販路開拓等の経営支援
  - ⑥セミナー開催及びネットワーク形成支援
  - ⑦地域での事業継続に係る支援等
- (6) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

### 2 起業支援金の支給業務

起業支援金の支給に関しては、要領第6条第1項の規定により作成する支給規程によるものとする。

### 3 事業の実施に関する県との調整

執行団体は、起業支援金の支給申請及び支給決定の状況等に応じて必要があれば、事業実施期間等について、県に指示を仰ぐものとする。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、執行団体は速やかに県の指示を仰ぐものとする。

### 4 指導監督等

- (1) 県は、執行団体による本事業の実施に関し、指導監督を行うものとする。
- (2) 執行団体は、起業支援金支給先の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して協議するものとする。

- (3) 県は、執行団体に対し、起業支援金支給先の決定に当たって、事前の協議の際に、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
- (4) 執行団体は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じて、遅滞なく県に対し報告及び相談を行うものとする。
- (5) 県は、執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- (6) 執行団体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、県に対し速やかに報告するものとする。

5 事業実施に関して執行団体が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

執行団体が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、県と協議するものとする。